第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(スピード)における 報道員に準じる者としての取扱い

1 冬季大会の取材を行うことができる報道員について 国民スポーツ大会開催基準要項第 38 項で定める次の者に限る。

日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会 及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放 送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し て認めた者。

- 2 日本スポーツ協会と群馬県実行委員会が協議する「報道員に準じる者」について
- (1) 主催者及びこれに準じる者
- (2) 国民スポーツ大会後催県関係者
- (3)過去3年間の国民体育大会・国民スポーツ大会において報道員に準じる者として認められた者で、取材希望のある者
- (4) カメラサービス等、報道の円滑な業務に資する者
- (5)上記(1)~(4)のほか、新聞、雑誌、放送等の一般向けの広報媒体(社内報等を除く。) を有し、国スポを取材の上、記事掲載等の計画がある者
- 3 報道員に準じる者に対する制限について
- (1) 申請内容に虚偽があった場合や、大会運営に支障を及ぼすような取材を行った場合、 取材禁止を含めた制限をすることがある。
- (2) 大会運営上、持ち込み車両台数等について制限する場合がある。